

「ふくしま食と農の絆づくり運動」県中地方推進本部プロジェクトチーム設置要領

平成19年7月19日制定

平成20年5月19日改正

(設置)

第1 「ふくしま食と農の絆づくり運動」県中地方推進本部設置要領第4に基づき、「ふくしま食と農の絆づくり運動」県中地方推進本部プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(組織)

第2 プロジェクトチームは、別表に掲げる機関・団体の長から推薦のあった者をもって構成し、課題または地域単位に班編成をすることができるものとする。

2 プロジェクトチームにリーダーを置き、福島県県中農林事務所企画部長をもって充てる。

(業務)

第3 プロジェクトチームは、「ふくしま食と農の絆づくり運動」県中地方推進本部設置要領第3に規定する業務をより効果的・円滑に実施するための方策等について検討を行う。

(会議)

第4 会議は、「ふくしま食と農の絆づくり運動」県中地方推進本部長の職にある県中農林事務所長が招集する。

2 リーダーは、会議を主宰する。

3 会議は、議題に応じ、関係する構成員のみ招集することができる。

4 リーダーは、必要に応じ、構成員以外の者を出席させ、説明を求めることができる。

(報告)

第5 プロジェクトチームの検討結果は、「ふくしま食と農の絆づくり運動」県中地方推進本部に報告する。

(事務局)

第6 プロジェクトチームの庶務は、福島県県中農林事務所企画部地域農林企画課において処理する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要領は、平成20年5月19日から施行する。

(別 表)

(県機関)

県中農林事務所（企画部、農業振興普及部、農村整備部、森林林業部、農業普及所）、県中家畜保健衛生所、田村ほ場整備事務所、県中教育事務所

(市町村)

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

(農業団体)

全農福島県本部郡山営農事業所、郡山市農業協同組合、すかがわ岩瀬農業協同組合、あぶくま石川農業協同組合、たむら農業協同組合、福島県たばこ耕作組合、福島県酪農業協同組合県中央支所、田村畜産農業協同組合、石川郡畜産農業協同組合、郡山田村農業共済組合、いわせ石川農業共済組合、安積疏水土地改良区、母畑地区土地改良区、郡山市森林組合、ふくしま中央森林組合、田村森林組合、(株)マルケイ青果市場、(株)ライフフーズ